

**I L O 第 14 回アジア地域会合**  
**(釜山・2006年8月29日～9月1日)**

**アジアにおける適切な仕事 (decent work) の実現**  
**〔結論文書〕**

1. I L O の第 14 回アジア地域会合に参加した政府及び労使団体の代表は、本会議の開催国となった韓国政府に感謝する。韓国政府の寛大さ、歓待、効率的な運営はこの会合の成功に寄与した。
2. 前回のアジア地域会合以降、域内の多くの国が力強い経済成長と富の増大を経験している。一方で、残念ながら、大規模な自然災害や政治的、経済的、人道的危機に関連して甚だしい混乱を経験した国も多い。我々はこれらの混乱の影響を受けた人々に対するお見舞いと連帯の意を表明するとともに、復興、経済発展、平和及びすべての人々に対する社会正義の促進に向け、我々の役割を果たすことを決意する。戦争で破壊され、紛争の影響を受け、又は災害を被った国々における再建と生計手段の回復に向けた努力は、相応の優先順位を与えられるべきである。
3. 我々は、適切な仕事 (decent work) の実現及び貧困撲滅に関する域内の情勢について記述する 2 冊の報告書をまとめた事務局長に感謝する。我々はこれらの報告書が、多くの成功例と課題とを含め、この地域の大きい多様性について省察していることに留意する。我々は、I L O の掲げる「適切な仕事の実現目標」(Decent Work Agenda) が、国際的な開発課題のみならず、域内の多くの国の国内課題に組み込まれるようになってきた事実、とりわけ喜びをもって留意する。我々は、2005年の国連世界サミットの成果文書及び2006年の国連経済社会理事会ハイレベル会合の閣僚宣言を強く支持する。

**適切な仕事 (decent work) を各国において現実のものとするための地域協力**

4. 我々は、ILOの掲げる「適切な仕事の実現目標」(Decent Work Agenda)が、持続可能な形での貧困からの脱却に貢献するとともに、域内において国内及び国家間の双方にみられる経済格差の拡大への対応を助けることができるものであり、したがって、ミレニアム開発目標の達成に重要な貢献をなすものであると確信している。「適切な仕事の実現目標」(Decent Work Agenda)は、また、経済発展と社会的公平性という二つの目標の均衡が十分にとれた、公正なグローバル化に向けた前進を可能にするものでもある。
5. 我々は、2001年のアジア地域会合において、適切な仕事(decent work)の実現のための国内行動計画の概念の草分けとなったことを誇りに思い、すべてではないが、複数の国が国内行動計画を策定したことに留意する。我々は域内のすべての国が、労使の全面的な関与を得てこれに続くことを呼びかける。
6. 我々は、すべての人に適切な仕事(decent work)をもたらすことを、我々の国内開発戦略のみならず、関連する国内政策、地域政策、国際政策の中心的な目的とする上で、アジアが引き続き世界規模の政策におけるリーダーシップを確実に発揮することを決意する。
7. このため、我々は、2015年までの期間を「アジアにおける適切な仕事の実現に向けた十年」(Asian Decent Work Decade)とし、この期間に、多様性をもつ我々の大陸のすべての国が、適切な仕事(decent work)の実現に向け、一致団結して持続的な努力を行うことを誓約する。
8. 我々は、ILOが資源を活用し、国レベルの適切な仕事(decent work)の実現に係る優先事項を前進させるために調整のとれた支援を提供する手段である「適切な仕事の実現のための国別計画」(Decent Work Country Programmes)の発展を歓迎する。国別計画は、加盟国の政労使三者による優先事項の設定、取組、そして加盟国の政労使三者のオーナーシップを適切に反映すべきである。各国は、それぞれの国内状況及び優先事項に応じ、労働における基本的な原則及び権利、雇用、社会的保護、社会対話という「適切な仕事の実現目標」(Decent Work Agenda)の四つの柱に基づき、また、これらを軸にして、

達成可能な目標を定め、自国の政策課題を形成するものとする。国別計画は、ILO事務局及び加盟国の政労使三者が、国連、ブレトンウッズ諸機関及び援助国・機関と密接に協力し合い、完全雇用、生産的な雇用、貧困の緩和とともに適切な仕事（decent work）を実現するという諸目的を、国レベルの政策対話と計画立案サイクルに組み込むことを可能にする。

9. さらに、我々は、各国が共通の利益と関心を持つ分野において共同して対応するため、共通のニーズを特定し、好事例を共有し、戦略及び計画を作り上げることができるよう、地域協力の試みを積極的に推進することを決意する。
10. 政労使三者構成と社会対話はこれらの誓約を果たす上で不可欠である。この点で、我々はまた、労使の関与を確保した上で、関連する国内機関、地域機関、国際機関との戦略的な連携を求めるものである。

### **国内行動における優先事項**

11. 我々は完全雇用、生産的な雇用とともにすべての人に適切な仕事（decent work）をもたらすための期限を定めた政策及び計画の実行において、目に見える成果を挙げ、実際的な措置をとるとの誓約を確認する。
12. 今後 10 年間に域内各国が適切な仕事（decent work）を実現し貧困の削減を図るための、相互に関連する優先事項は以下のとおりである。
  - ・ 中核的労働基準の批准並びに労働における基本的な原則及び権利の尊重を促進すること
  - ・ 持続可能な生産性の向上と競争力のある経済を促進すること
  - ・ 雇用創出を促進すること
  - ・ インフォーマル経済、とりわけ農村地区において適切な仕事（decent work）に就く機会を促進すること
  - ・ 継続的な就業能力の向上に向けて、適切な技能を確保するため、対象を定めた適切な教育、訓練及び生涯学習を含め、すべての人が教育を受ける機会を促進すること
  - ・ 若年男女が適切な仕事（decent work）に就く機会と起業への道を、とりわ

- け学校から就労への移行の円滑化や、好事例の共有を通じて促進すること
- ・ 労使及び労働行政の機能を強化すること
  - ・ ILOの第138号条約及び第182号条約の定義によるあらゆる形態の児童労働の撲滅を図ること
  - ・ 送出国・受入国の双方が受益し、移民労働者の権利及び待遇の平等がいつそう保護されるよう、労働移民に係る対話と管理を向上させること
  - ・ 「適切な仕事の実現目標」(Decent Work Agenda)によって追求される完全雇用及び生産的な雇用の目的に応じた労働法及び社会政策の導入、実行、見直しを通じて、労働市場統治を効果的なものへと改善すること
  - ・ 労働市場が効率的かつ公正に機能するための重要な要素として、労使協力、労使連携枠組み及び社会対話の枠組みを含むその他の適切な制度及び規制を発達させること
  - ・ とりわけ適切かつ生産的な仕事に就く機会の平等の促進による女性の地位向上を通じ、男女平等を促進すること
  - ・ 障害を有する労働者、人身取引や強制労働の被害者、HIV(エイズウイルス)感染者やエイズ患者、先住民、基本的な権利が否定されている職場で働く労働者など、弱い立場にある労働者のニーズに特別の注意を払うこと
  - ・ インフォーマル経済で働く労働者を含め、社会的保護の効果及び適用をすべての人に行き渡らせること
  - ・ 労働安全衛生を促進すること

13. 「適切な仕事の実現目標」(Decent Work Agenda)の総合的な性格を認識し、我々は、労使を各地の経済発展の取組に密接に関与させつつ、このような政策及び計画について一貫性のある総合的な手法をとることを支持する。

### **地域における率先的取組と連携**

14. 地域協力の枠組みを基盤として、我々は、適切な仕事(decent work)の促進及び貧困の削減を図るため、情報、知識、経験及び専門的知見を共有するための政労使三者による率先的取組を強く奨励する。

15. この点において、我々は以下の事項に関して既に着手された地域的取組に留意する。

- ・ アジア太平洋技能・就業能力計画（Skills-AP）など、提携機関による地域技能ネットワーク
- ・ 労働移民に関するILOの多国間枠組み
- ・ 各国の経験の共有を目途として設計された、適切な仕事（decent work）の実現に係る指標の地域的データベース

### **ILOの行動**

16. 上に列挙した優先事項を支えるものとして、我々はILO事務局に対し、政府及び労使が、以下の分野における活動を確固たるものにしつつ一体化させるため、可能な範囲の手段を用いてさらなる率先的取組を展開するに際して、支援を行うよう要請する。

- ・ 結社の自由並びに団結権及び団体交渉権の実効的な承認、あらゆる形態の強制労働の撤廃、最悪の形態の児童労働の撤廃、雇用及び職業上の差別の撤廃に関するILO条約の批准及び全面的な実施を促進すること
- ・ ILOの世界雇用計画に基づく国内政策の展開を支援すること
- ・ 中小企業に対する支援サービスを提供すること
- ・ 労働監督、紛争の予防及び解決機能、職業安定業務を強化すること
- ・ 2006年採択の労働安全衛生の促進的枠組み条約を含め、労働安全衛生に関するILO条約の批准及び実施を促進すること
- ・ 2006年採択の海事労働条約の批准を促進すること
- ・ 成長、雇用及び適切な仕事（decent work）の実現に関する地域イベント開催の実現可能性を検討すること
- ・ すべての働く男女とその家族に社会的保護を行き渡らせることに関する評価指標と好事例を構築すること
- ・ 事実に基づく調査研究、比較及び意思決定を支援するため、最新かつ信頼のおける統計の開発及びデータ収集を促進すること

17. 我々は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、国連西アジア経済社会委員会（ESCWA）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、アジア

ア開発銀行、国連開発計画（UNDP）、世界銀行、世界保健機関（WHO）、国連工業開発機関（UNIDO）、国連食糧農業機関（FAO）、国連教育科学文化機関（ユネスコ）を含む地域機関及びその他の国際機関が、2006年7月に国連経済社会理事会のハイレベル会合で求められたように、このような取組の支援において、ILOと密接に協力するよう促す。

18. 我々は、第95回ILO総会（2006年5～6月）で採択されたミャンマーに関する結論を再確認する。

### **「適切な仕事の実現に向けた十年」(Decent Work Decade)の実施**

19. 「アジアにおける適切な仕事の実現に向けた十年」(Asian Decent Work Decade)はこの会合から開始する。域内各加盟国の政労使三者は、それぞれの国内状況及び優先事項に応じて具体的な成果を得るようにするとともに、2015年までに適切な仕事（decent work）を現実のものとするために役立つ共同行動や知識・専門的知見の共有の分野において、地域レベルで協力して具体的な取組を行うことを誓約する。
20. 我々はさらに、ILO理事会に対し、「アジアにおける適切な仕事の実現に向けた十年」(Asian Decent Work Decade)における加盟国の政労使三者の努力を、適宜、要請に応じて支援することをILO事務局に指示するよう求める。

2006年9月1日

英語原文は以下より入手可能

<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/rgmeet/14asrm/conclusions.pdf>